

## 京都学園大学法学部創設20周年に寄せて

京都学園大学法学部は、1989年4月1日に開設され、昨年4月には創設20周年を迎えた。これは、多くの教職員の努力の積み重ねと関係者の皆様のご支援があつてのことであり、深く感謝するとともに、今後とも、一層の教育の充実に努めたいと心に誓っている。

本法学部の教育理念は、ビジネス法学教育である。いまでこそ、ビジネス法学に力をいれる大学はめずらしくもないが、本法学部は、これを目標として発足した。発足当時には、特に、京都大学名誉教授の田畑茂二郎先生や当時の京都大学教授の北川善太郎先生のご支援とご協力、励ましをいただいたことをあらためて記しておきたい。

社会の現場であるビジネスの場で活かせる実践的法学教育を指向した独自性のある教育目標を掲げた本法学部は、10周年のあとも以下のように着実な成果をあげてきた。

まず、法学部専任教員全員による学生教育の毎月の教育研究活動は、—FD活動の一環をなすものであり—、その活動成果として、法学部教員全員の共同執筆による法学導入教材として、「法学の扉」(第3版)(成文堂)を、2008年に刊行した。本法学部では、ゼミ教育の統一教材として学生全員にこれを配布して、ビジネス法学教育に役立てている。実際に使用して教育上反省すべき点は、次回の改定に活かす予定である。

次に、昨年8月1日にはウィーン売買条約が適用されたが、既にこれに先駆けて本学有志教員による共同研究として、甲斐道太郎=石田喜久夫ほか編「国際統一売買法(I・II)」(法律文化社)を、本学総合研究所叢書として2000年、2003年に発行している。本注釈書は、ビジネス法学教育(国際間の契約実務)に活用できうるのみならず、研究書として学会からも高い評価を得ている。

さらには、昨年、法学部20周年記念論文集「転換期の法と文化」(法律文化社)を発行した。法学に関する論文をみると、ビジネス法学に関する研究成果

といえるものであり、今後は、本学の教育に活用されることを願っている。

行政法分野では、地元の亀岡市役所の課長クラス職員を毎回講師に迎えて地方自治における現場のビジネス法務を解説してもらう講座を、昨年秋学期に開講したことを特筆しておきたい。

本学法学部を取り巻く経営環境には厳しいものがある。入学から卒業までにわたる学生教育の充実と支援のためには、教員職員組織が一丸となってこれに取り組むことが肝要であり、その重責を痛感している。

こうした中で、本年3月末日には、本学法学部の発展に多大の貢献のあった松村雅司教授が退職されることとなった。松村教授は、民事訴訟法をはじめとする民事法の専任教員として、本学法学部の教育全般にわたり指導的な役割を果たされてきた。多大のご貢献とご苦勞に対して、深く感謝するとともに、健康にご留意され、さらにご活躍されることを心から願うとともに、今後とも適切なご助言をお願いしたい。

平成22年1月

京都学園大学法学会会長  
京都学園大学法学部長

宮 川 不 可 止